

新潟市公設浄化槽制度



山も、田畑も、
川も、海も、美しく、
次世代へ。新潟市

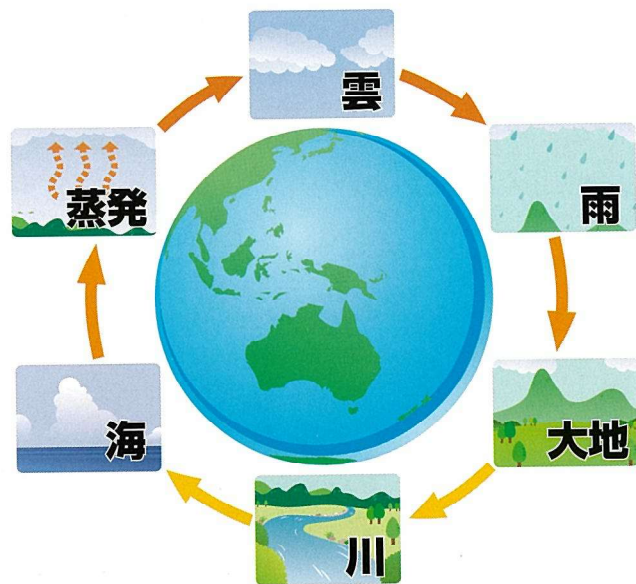
新潟市下水道キャラクター
水玉ぼうし

新潟市下水道部

1 循環する水と浄化槽

地球上の水は蒸発し雲となり、雨となって地上に降りそそぎます。降った雨水はやがて川となって海へ流れ、再び蒸発して雲になります。また、地上に降りそそいだ水の一部は地下に浸透し、大切な植物を育てています。数十億年前から、この循環を繰り返してきました。私たちが毎日使っている水も、このサイクルのなかにあり、水は、地球上の生命にとってなくてはならない大切なものです。

ところが近年、川や海の水は人口の増加や産業の発達により汚染され自然の浄化作用ではなかなか回復できなくなりました。私たちは使って汚した水をきれいにしてから川や海へ戻さなければなりません。こうした中で活躍するのが「合併処理浄化槽」なのです。



◆生活から出る排水の汚れ (BOD) について

生活雑排水とトイレの汚水(1人一日当たりのBOD)の比較

生活雑排水=27g
(台所、風呂、洗面、洗濯、掃除)



台所=18g



洗濯、風呂など=9g

水洗便所
汚水=13g



1人1日当り
40g

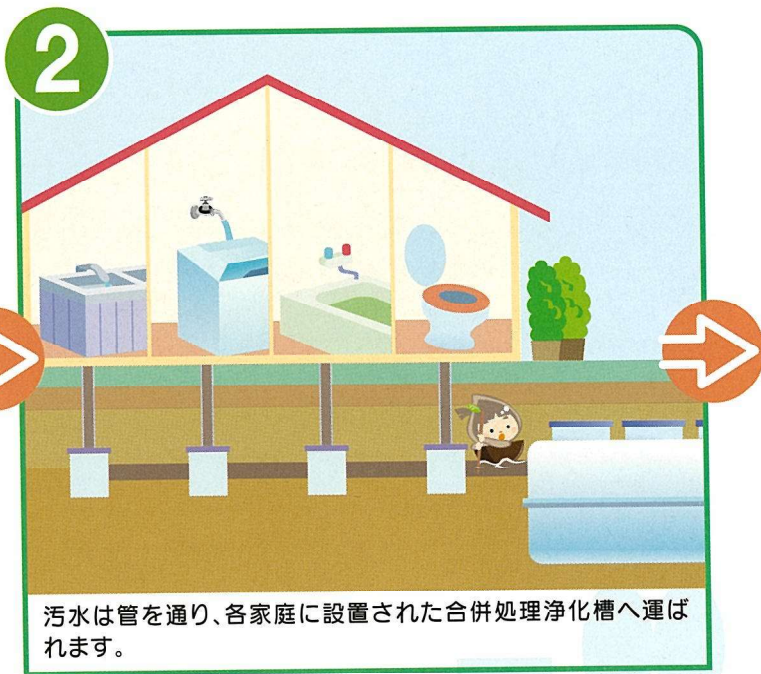
「BOD」とは

水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量のことです。この数字が大きいくほど水が汚れていることになります。一般家庭の生活で1人が一日に排出する汚水には約40gも「BOD」が含まれています。川や海に流れ出る汚れの量を減らすために、合併処理浄化槽で処理する必要があります。

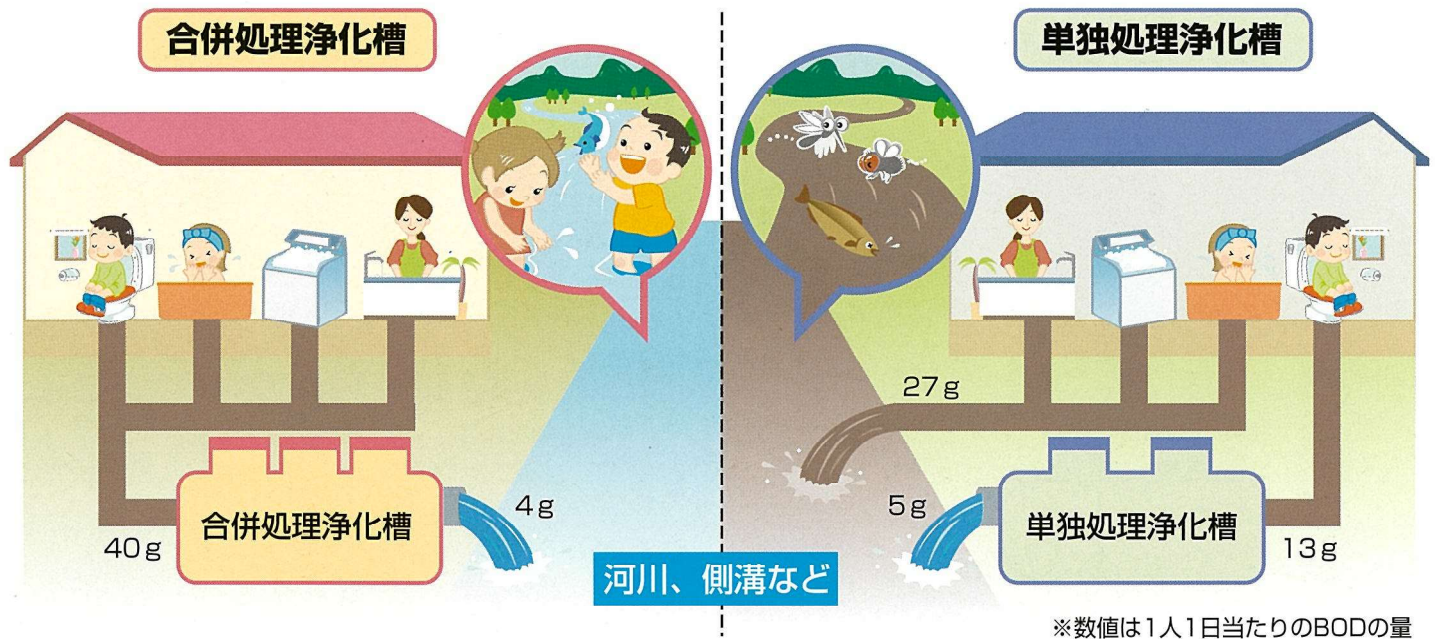
出典：環境省「浄化槽による地域の水環境改善の取組み」

3 合併処理浄化槽のしくみと役割

合併処理浄化槽は各家庭から出される汚れた水を、きれいにしてから側溝や川へ戻します。



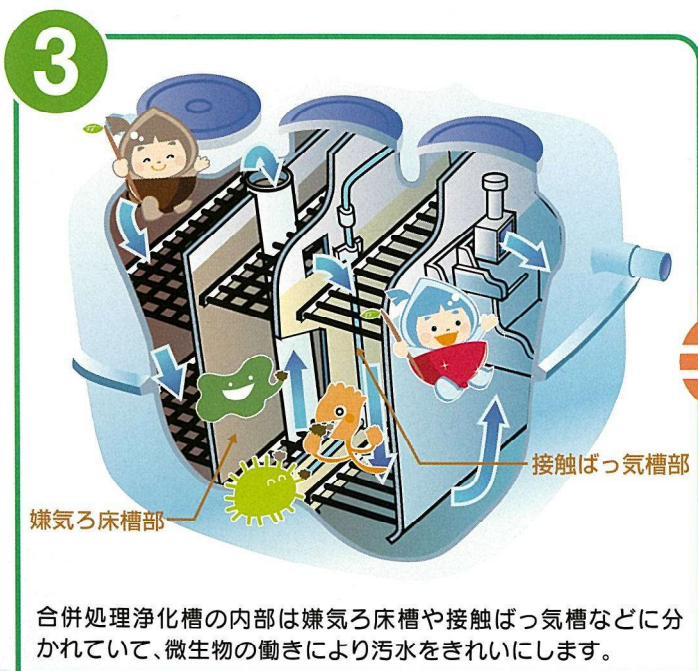
2 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽



浄化槽にはトイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、お風呂や台所などからの汚水（生活雑排水）もまとめて処理することができる合併処理浄化槽があります。家庭から出される生活排水の中でも、もっとも汚れがひどいのは実は台所からの汚水なのですが、単独処理浄化槽では生活雑排水を処理することができません。

生活排水処理を進め、きれいな川や海を守るためには、合併処理浄化槽の整備が必要なのです。

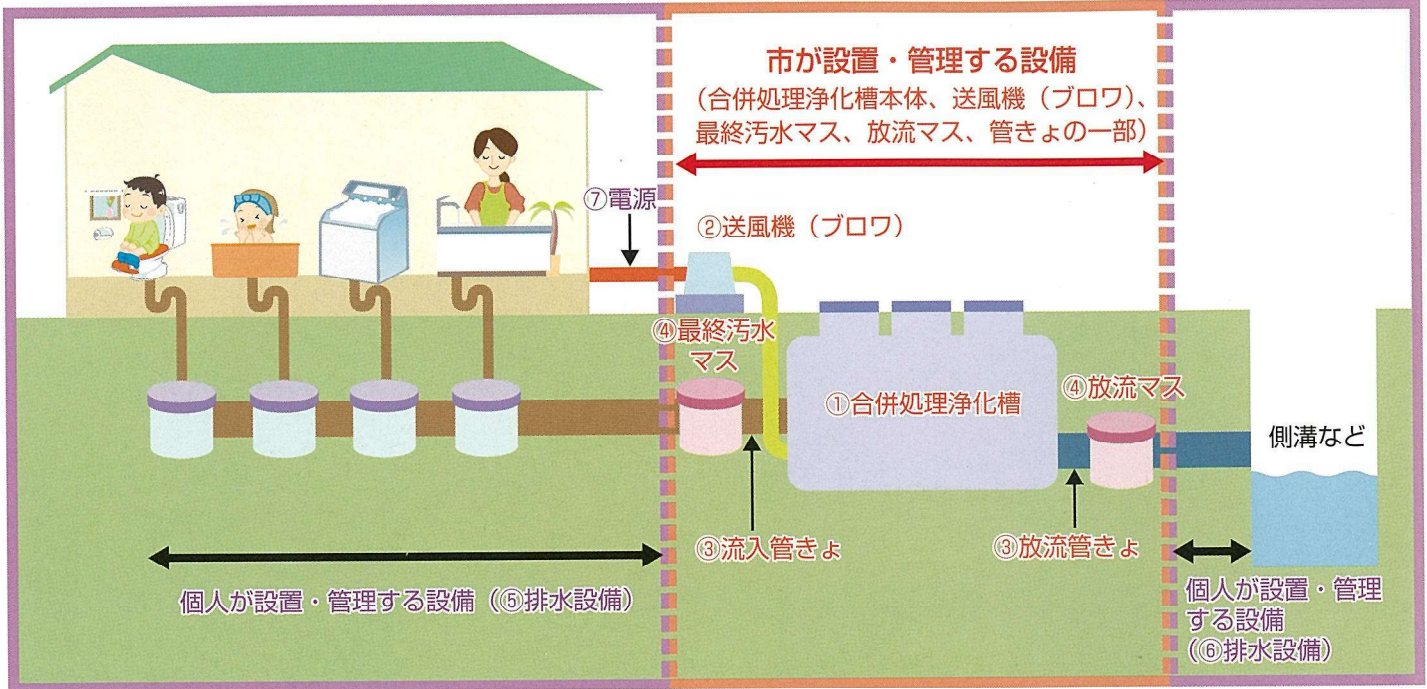
※現在は単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。



4 公設浄化槽制度とは

- 公設浄化槽を設置できるのは、市が指定した整備区域内の住宅のみです。
- 整備区域内で設置を希望する住宅一軒一軒に、市が合併処理浄化槽を設置します。
- 設置費の一部として分担金をいただきますが、個人で合併処理浄化槽を設置するよりも少ない個人負担で設置することができます。※国の補助制度改正等により、個人設置の負担が減少する場合があります。
- 使用料をお支払いいただき、清掃や保守点検、修繕は市が行います。
※宅内水洗化及び排水設備の設置並びに維持管理は個人負担となります。

◆市が設置する設備と個人で設置していただく設備のイメージ図



(1) 市の負担で設置し、維持管理する部分

- ①合併処理浄化槽本体
(機械施工による設置工事費を含む)
- ②送風機(ブロウ)
- ③管きよ(浄化槽本体から前後1m以内)
- ④マス(浄化槽本体から前後1m以内に設置するもの)

(2) 個人の負担で設置し、維持管理する部分

- ⑤排水設備(宅内から最終汚水マスまで)
- ⑥排水設備(放流マスから放流先まで)
- ⑦屋外電気設備(送風機の電源)
- その他(必要に応じて) ●宅内の水洗化工事
 - 使わなくなるくみ取便槽・単独処理浄化槽の撤去・処分
 - アスファルトや立木など支障物の撤去・復旧
 - 浄化槽上部を駐車場とする場合の支柱補強工事
 - 排水ポンプ設置工事
 - 機械施工に伴う仮設工事(仮設道路等)
 - 人力施工の場合は機械施工工事費との差額 など

◆設置する公設浄化槽の規模について

公設浄化槽の大きさ(人槽)は、設置する住宅の延床面積等によって決まります。

◎大きさ(人槽)を決定する基準(一般的な居住専用住宅の場合)

5人槽 ≤ 130㎡(住宅の延床面積) < 7人槽 (二世帯住宅の場合は10人槽)

公設浄化槽本体の大きさ

人槽	長さ	幅	高さ
5人槽	2.00m	1.10m	1.60m
7人槽	2.50m	1.20m	1.60m
10人槽	3.00m	1.50m	1.60m



注意 上記の大きさは目安であり、実際に設置する浄化槽の大きさは変わる場合があります。また、設置するためには本体の大きさに加え、基礎工事や設置工事のための余幅が必要です。

◆分担金について

- 設置費の一部を分担金としてお支払いいただきます。
- 分担金は設置する浄化槽の大きさで決まり、下記の金額を工事完了後に一括でお支払いいただきます。

浄化槽の人槽区分	分担金
5人槽	120,000円
7人槽	150,000円
10人槽	190,000円

※11人槽以上の分担金は、設置に必要な工事費の10分の1を目安に別に定めます。

◆使用料について

- 公設浄化槽を設置し、使用しはじめると、使用料を納めてもらいます。
- 公設浄化槽の使用料は設置した浄化槽の大きさによる定額制となっており、水道料金と一緒に納めてもらいます。
- 皆さんが納めた使用料は、浄化槽の保守点検、清掃、修繕などの維持管理費にあてられます。

浄化槽の人槽区分	使用料(月額)※税込
5人槽	3,674円
7人槽	4,202円
10人槽	5,038円

※11人槽以上の使用料は、維持管理に必要な経費を基に、別に定めます。

※使用料の他に、水道料金及び送風機（ブロワ）を動かすための電気料金は、個人でご負担いただきます。

※消費税は10%で計算しています。



5 排水設備工事と工事の融資制度

- 公設浄化槽の設置工事が完了したら、宅内からの汚水を公設浄化槽へ流すための排水設備を速やかに設置してください。
- 排水設備工事は個人の負担で設置し、維持管理していただきます。
- 工事は浄化槽法で定められた登録または許可を受けた業者に依頼してください。

◆公設浄化槽に接続するための排水設備工事費を無利子で融資します。

融資の対象	単位	金額	利率	償還方法
くみ取り便所改造	大便器1個につき	100万円以内	無利子	60ヶ月以内で 元金均等
単独処理浄化槽改造	浄化槽1槽につき			

くみ取り便所を水洗便所へ改造する場合や単独処理浄化槽を廃止して公設浄化槽へ接続する場合など、公設浄化槽の設置に伴って排水設備工事を実施する際に、融資を受けることができます。

※融資条件の詳細や手続き等、詳しくは窓口までお問い合わせください。

※この制度は借入先金融機関の貸付規定にもとづき、直接金融機関と契約していただくこととなりますので、事前に借入先金融機関と相談しておいてください。



6 申込み手続

公設浄化槽は申請に基づき設置することになります。設置を希望する方は、以下をご確認のうえお申込みください。

(1) 申請・相談窓口	設置を希望する方は窓口にて申込みの相談をし、申請手続きについての説明を受けてください。 ※窓口は「10お問い合わせ先・申請窓口」をご覧ください。
(2) 申請書類等	①公設浄化槽設置申請書 ②公設浄化槽設置同意書 ③地図（設置場所までの案内図） ④住宅平面図（道路境界、汚水排出箇所、放流先、放流先までの経路等を記載したもの） ※申請書、同意書は市ホームページまたは各窓口にて配布しています。
(3) 申請（設置）条件	①居住用住宅が対象となります。（延床面積の2分の1以上が住居となっている店舗等も含む）※建売等の販売用住宅は除く ②住宅所有者が申請してください。（土地所有者も可） ③公設浄化槽を設置する土地について無償で市が使用することについての同意が必要です。 ④放流先及び放流先までの経路について権利調整がなされている必要があります。
(4) 排水設備業者の選定	排水設備等、個人負担で実施する工事の施工業者を決めてください。 ※排水設備工事は浄化槽法上の登録または許可を受けた業者でなければ行えません。 ※業者のリストは窓口でお渡ししています。

◆公設浄化槽の設置申請から工事完了までの流れ

項目	内容	実施者
1 設置の申請	□ 公設浄化槽の設置を希望する方は、所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて市へ申請を行ってください。	住宅の所有者等（申請者）
2 書類審査	□ 申請書類の確認と設置可否の審査を行います。	新潟市
3 現地調査	□ 申請者の立会いの下、現地にて公設浄化槽が設置可能かどうかを確認します。	申請者、新潟市及び工事業者
4 設置の可否の通知	□ 提出書類及び現地調査の結果を踏まえ、公設浄化槽の設置の可否を決定し、その結果を申請者に通知します。 ※なお、設置する場合、公設浄化槽の大きさも同時に通知します。	新潟市
5 浄化槽設置工事	□ 公設浄化槽本体の設置工事は、市が発注した業者が実施します。	浄化槽工事業者（市の契約業者）
6 排水設備の設置工事	□ 宅内からの排水を公設浄化槽に排除するために必要となる管渠などの排水設備は、申請者の負担で設置してもらいます。	排水設備業者（申請者が契約）
7 排水設備工事完了の届出	□ 排水設備の設置工事が完了したら、工事完了届を提出してください。	申請者
8 排水設備の検査	□ 工事完了届を受理した後、市が排水設備の検査を行います。	新潟市
9 分担金の納入	□ 公設浄化槽の設置が完了した後、分担金の納入通知書を送付しますので、所定の方法で分担金を納めてください。	申請者

7 使用についての注意点



公設浄化槽を使用するときは、下記の点を守って使用してください。

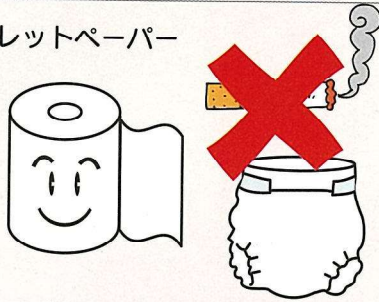
- 1 トイレの洗浄水は、十分な量を流してください。



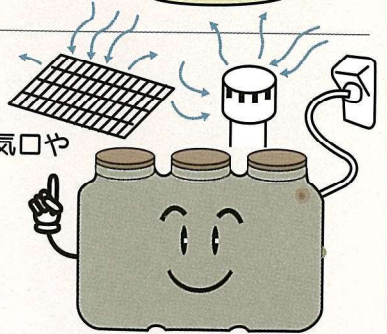
- 2 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しないでください。



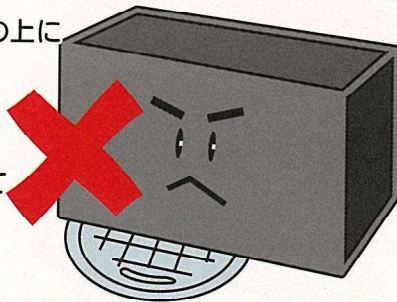
- 3 トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さないでください。



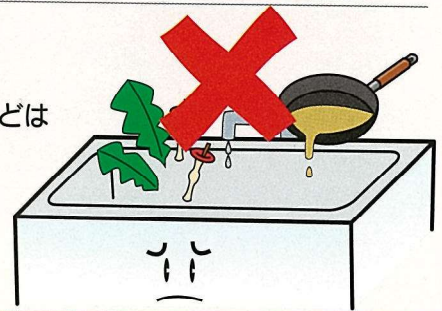
- 4 浄化槽の電源は切らないでください。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないでください。



- 5 マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておいてください。



- 6 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さないでください。



8 制度についての注意点



! 公設浄化槽制度に関して、皆さんにご注意いただきたい点です。

- 公設浄化槽の設置は、申請から工事完了まで数ヶ月かかります。設置を希望する方は、期間に充分余裕を見てお早めに窓口でご相談ください。（※申請年度内に工事完了が予定できない場合、公設浄化槽制度をご利用いただけないことがあります。）
- 公設浄化槽制度をご利用いただくには、整備区域に指定されている必要があります。設置を希望する場所が整備区域に指定されているかは、窓口でご確認ください。
- 公設浄化槽の設置に必要な部分の土地は、設置している期間中、無償で市が使用させてもらうことになります。借地等、住宅所有者と土地所有者が異なる場合には、設置を希望される方が公設浄化槽の設置と土地の使用についての承諾をとってください。
※設置に必要な土地の広さは、設置する浄化槽の規模にもよりますが、軽自動車1台分程度の面積です。
- 公設浄化槽本体の工事は市が発注した工事業者が行いますが、排水設備や宅内水洗化の工事を行う業者は個人で手配してください。
- 市が標準工事として設置したもの以外は、個人で維持管理及び修繕を行っていただきます。

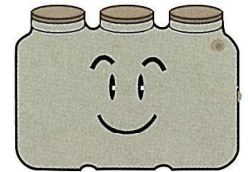
9 浄化槽引き取り制度



- 所有者の希望により、使用中の合併処理浄化槽を審査の上、市が引き取ります。
※引き取りの対象となる浄化槽は、公設浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽です。
- 引き取り後は使用料をお支払いいただき、市が清掃や保守点検を行います。
- 市の所有物として管理するため、通常の使用で不具合が生じた場合、市が修繕を行います。

◆引き取りの主な条件

- ①公設浄化槽制度の整備区域内にある使用中の合併処理浄化槽。
- ②住宅（2分の1以上を居住用に使用する併用住宅も含む）に戸別に設置され、処理対象人数が適正であること。
- ③引き取りまでの維持管理が適正に行われていること。
- ④浄化槽の周囲に維持管理に支障を及ぼす構造物（立木、庭石など）がないこと。
- ⑤浄化槽を設置している部分の土地の無償使用について同意があること。



申請時に必要となる書類

- | | |
|------------------|----------------------|
| * 浄化槽帰属申請書 | * 申請前1年以内の法定検査の結果の写し |
| * 浄化槽帰属同意書 | * 申請前1年間の清掃の記録 |
| * 住宅（浄化槽を含む）の配置図 | * 保守管理委託契約書の写し |

10 お問い合わせ先・申請の窓口

お申込みについては設置を希望する住宅のある区の下水道事務所へお問い合わせください。

北区・東区・中央区・江南区

東部地域下水道事務所

- 業務係 025(281)9561
- 排水設備係 025(281)9562
- ✉tobugesui@city.niigata.lg.jp

秋葉区・南区・西区・西蒲区

西部地域下水道事務所

- 業務係 025(370)6371
- 普及推進室 025(370)6372
- ✉seibugesui@city.niigata.lg.jp



公設浄化槽についての情報は
ホームページでもご覧になれます。

新潟市公設浄化槽

検索

